

支障がない状態の確認について



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

中部地方整備局営繕部
静岡営繕事務所

1

パンフレットの内容



関連事項



保全の現況 P〇〇

パンフレット

支障がない状態の確認

国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準



Maintenance and Management of Government Buildings

- ◆ 支障がない状態の確認とは
- ◆ 対象施設・資格要件・確認周期
- ◆ 確認する行為の例
- ◆ 庁舎のイラスト・写真
- ◆ 確認用チェックリスト

支障がない状態の確認とは

保全の現況 関-1・14

パンフレット

支障がない状態に保全されていることを
施設保全責任者が確認する行為

(通称13条確認)

官公法 第十三条

国家機関の建築物及びその付帯施設の位置、
規模及び構造並びに保全について基準を定める

国土交通省告示 第551号

国家機関の建築物及びその
付帯施設の保全に関する基準

3

対象施設・資格要件・確認周期

保全の現況 P11・関-22・25

パンフレット

- 【対象施設】 **全て**の国家機関の建築物と
その付帯施設(仮設建築物を除く)
- 【資格要件】 確認する行為に資格は**不要**
- 【確認周期】 建築物の敷地及び構造: 概ね**1**年
建築設備: 概ね**6**ヶ月～**1**年

確認周期以外でも

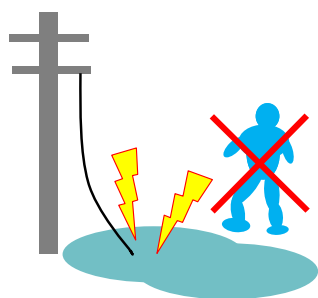
地震・台風等、大きな外力が作用したときは、確認が必要



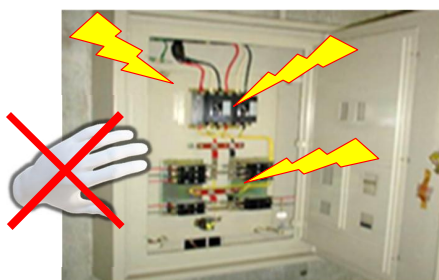
必要に応じ補強その他の措置をとる

地震・台風等のあと、確認する際の禁止行為

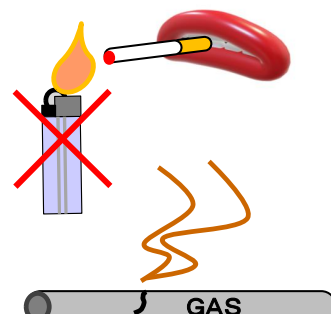
- ・水たまりに触れること
- ・分電盤等、電気の盤に触れること
- ・火気や電気機器等を使用すること



水たまり



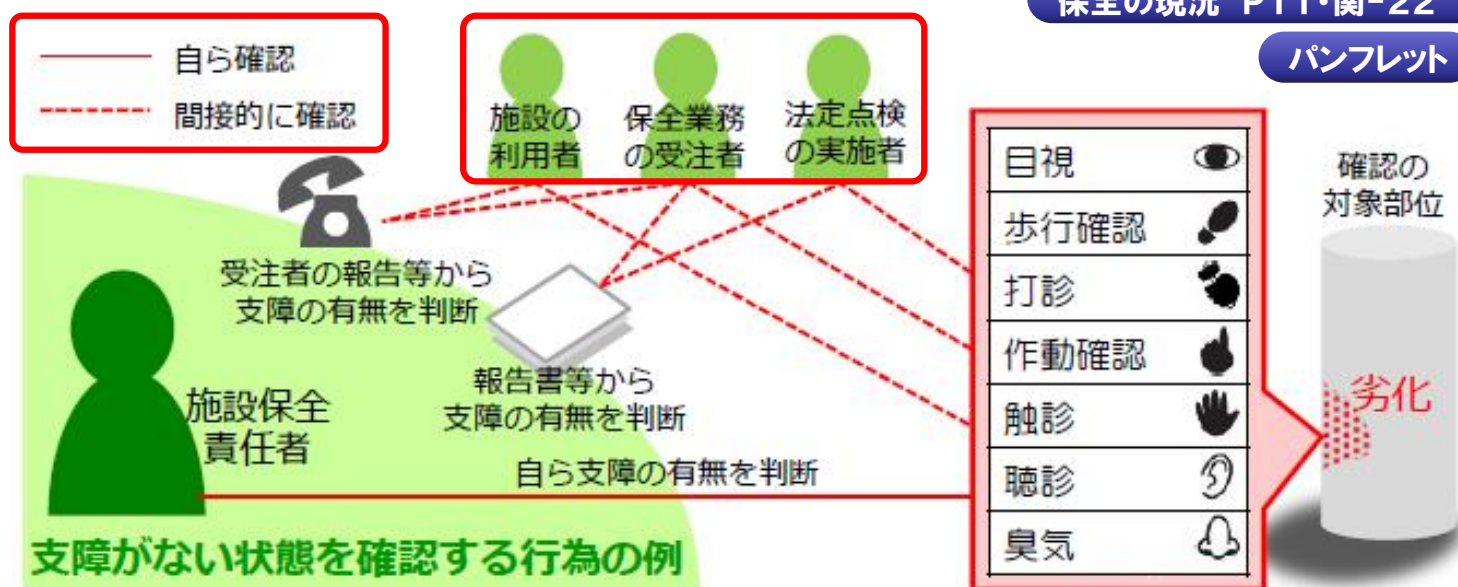
分電盤



火気等の使用

5

保全の基準に基づく、支障がない状態の確認とは



(間接的な確認)

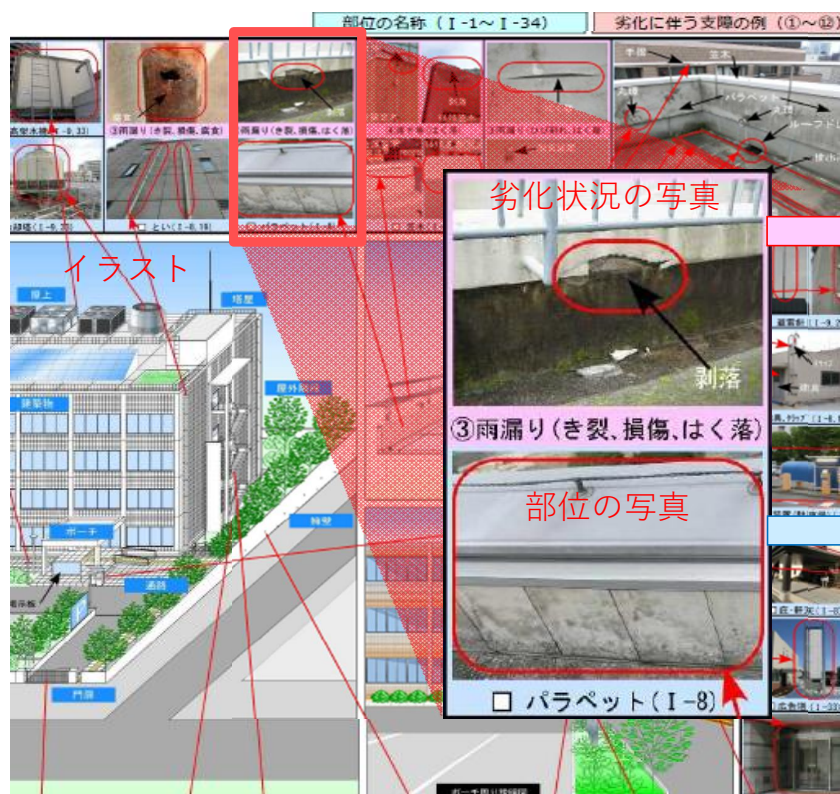
12条点検を外部委託している場合

点検結果報告等を確認 = 支障がない状態の確認

職員・来庁者など施設利用者の意見も参考に！

6

パンフレット



代表的な

劣化に伴う支障の例

① ~ ⑫

確認の対象となる

部位の名称

及び部位の外観

I-1 ~ I-34

パンフレットを用いて「支障がない状態の確認」が可能

7

確認用チェックリスト

チェック欄: 確認済み「レ」、存在しない部位「×」

保全の現況 関-14

パンフレット

備考欄: 支障あり → 場所や状況をメモ

赤字で示す部位名称・支障
→ 12条点検結果で判断可能

① ~ ⑫

【劣化に伴う支障】の写真番号に対応

I-1 ~ I-34

保全に関する基準
別表第一(イ)欄
部位の並び順に対応

チェックリスト様式(Excel形式)

国土交通省官庁営繕部
ホームページよりダウンロード可能

官庁施設の保全

検索

部位の名称	支障	確認周期	備考	写真等
基礎	②	1年		I-2
木造(土倉、住、倉、倉庫等)	②	1年		I-3
組構(れんが、石等)	②	1年		
補強コンクリートブロック造	②	1年		
鉄骨造(住、倉、倉庫、アンカーボルト等)	②	1年		I-7
鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造(住、倉、倉庫等)	②	1年		I-19
屋上面、外部仕上、シーリング等	③	1年		I-19
ルーフドレイン、とい	③	1年		I-19
屋根ふき材、内装材、外装材、パラペット、笠木等	④	1年		I-8
高架水槽、冷却塔、手すり、煙突等	⑤	1年		I-9
防護柵、広告板等	⑥	1年		I-23
共通	④⑤⑥⑦			
防火扉、シャッター、ダンパー等	⑧⑨⑩⑪	6ヶ月		I-22
自動扉、連動式の防火扉等	⑧⑨⑩⑪	3ヶ月		I-22
共通	⑧⑨⑩⑪	1年		I-10
居室の床	⑩	1年		I-11
床仕上げ(カーペット、タイル他)	⑩	1年		I-12
二重床(OAフロアを含む)	⑩	1年		I-13
階段の滑り止め	⑪	1年		I-14
誘導ブロック	⑪	1年		I-15
床点検口	⑪	1年		I-16
防護柵、手すり等	⑪	1年		I-23
防火区画となる床、壁、柱、天井	⑫	1年		I-17
居室の壁・天井、特定天井	⑫	1年		I-20
共通	⑫		目視、聴診(異音)、触診(発熱)、振動及び臭気(異臭)により確認、専門業者による点検結果の確認	I-25
設備機器	⑫⑬⑭⑮	6ヶ月又は1年		I-26
配線、配管、ダクト	⑫⑬⑭⑮	6ヶ月又は1年		I-27
昇降機(エレベーター、エスカレーター等)	⑫⑬⑭⑮	1年		I-28
排煙設備	⑫⑬⑭⑮	6ヶ月		I-29
換気設備	⑫⑬⑭⑮	6ヶ月又は1年		I-30
非常用照明	⑫⑬⑭⑮	6ヶ月		I-31
給排水設備	⑫⑬⑭⑮	4ヶ月、6ヶ月又は1年		I-32
屋内及び屋外の案内表示	⑮	1年		I-24
煙突、高架水槽、煙突等の工作物	⑮	1年		I-33
敷地及び地盤面	⑮	1年		I-1
駐車場及び敷地内通路	⑮⑯	1年		I-34

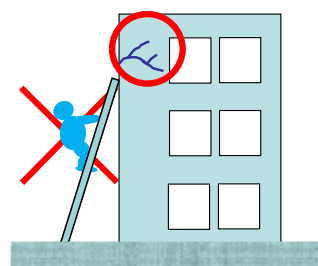
8

判定	状 況
支障なし	劣化がない、または経年変化はあるが建築物利用上の支障がない
経過観察	外壁亀裂・白華 屋上防水の劣化 天井漏水跡 設備機器の劣化
要相談	モルタル剥落 ルーフドレン詰まり 設備機器の劣化 アンテナ変形

9

留意事項

確認は1日で完了させる必要なし
安全確保を最優先



確認困難な部位は省略可能
(出入りが困難、危険を伴う場所など)

依頼

省略した場合

支障がある状態を記録



専門知識を有する者